

海務協議会（本関地区）

（令和2年9月開催関係）

令和2年9月開催の海務協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

1. 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の流れについて
2. 京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示に係る改定のお知らせ
3. 税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について（監視分庁舎）

次回開催予定日 **令和2年11月11日（水） 13:30～**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問・海務協議会の議題等がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の流れ

船会社（船舶代理店）

港湾運営会社等

国際基幹航路に就航する船舶情報等（国際基幹航路情報）を提出
（船舶基本情報及び船舶運航情報の齟齬に注意）

主に運営計画に記載する取組の一環として国際基幹航路情報を提供

NACCSによる入出港関連業務

船舶基本
情報登録

信号符字、純トン数等を登録

船舶運航
情報登録

軽減措置を受けたい場合

- ・ 最後に出港した欧州又は北米の寄港地（特定港）
 - ・ 特定港から国際戦略港湾に入港するまでの寄港地
 - ・ 出港年月日
- を必ず登録

入港前
統一申請

係留施設使用許可申請
入港通報/航路通報 等

入港届
（国際戦略港湾のみ）

軽減措置を受けたい場合

- ・ 「国際基幹航路（特定港寄港）」の項目で「**Y**」を必ず選択（2回目以降も同様）
- ・ NACCS上の国際基幹航路テーブルの情報（信号符字、純トン数、入港港、入港前外国寄港地）と対査し、とん税軽減対象船舶かどうかを判別するとともに、とん税納付状況を確認

とん税
納付申告

「適用税率コード」の項目で「**G**（一時納付（減額）」を選択し、軽減措置後の税率でとん税を納付
（2回目以降は申告不要）

出港届

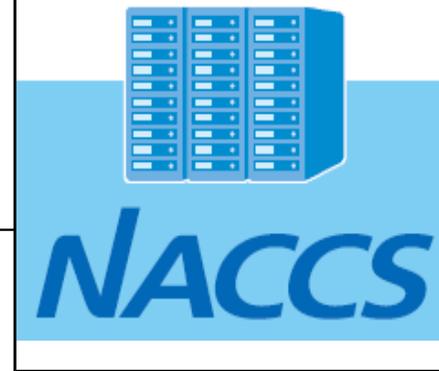
とん税の納付確認後出港許可

詳細はNACCS掲
示板でご確認くだ
さい

国際基幹航路情報を
NACCSセンターへ送付

登録

国際基幹航路に
就航する船舶情報等



国際基幹航路テーブル

船舶テーブル

港テーブル

信号符字	D5BE4
純トン数	63,825
入港港	JPYOK（横浜港）
有効期限	2020/10/1 ～2021/9/30

例：欧州航路

港1	GBFXT（フェリスツ）
港2	NLRMT（ロッテルグム）
港3	DEBRV（ブレーマールフェン）

【要確認】情報提供内
容が確実に登録されてい
るかご確認ください。

登録後

NACCS掲示板に随時、国際基幹航路情報が掲載される

！！！！注意！！！！

国際基幹航路に就航する使用船舶等に変更があった場合、当該船舶に係る、京浜港、大阪港、神戸港、名古屋港及び四日市港への入港予定日を基準とし、その前月の20日（土曜・日曜・祝日の場合はその直前の平日）までに港湾運営会社等に対して変更に係る情報を提出する必要がある。

→ 情報の更新が国内の寄港地への入港に間に合わなかった船舶については軽減の適用を受けることが出来なくなる可能性

※バース新設及び社名変更に伴う改訂になります。（今回変更箇所は黄色網かけ）

監揭示第348号

公示

京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示（昭和29年公示第1号）を下記のとおり改正し、令和2年8月7日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年改正令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和2年8月7日

横浜税関長 富山 一成

記

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
山下ふ頭2～10号岸壁 本牧ふ頭A1～A8号、B1～B4号、BC 突堤間1号、C5～C9号、D1～D5号岸 壁、南本牧ふ頭MC-1～4号岸壁 大黒ふ頭C1～C4号、P3、P4号、T1～T 9号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。 [積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号） で定める貨物に限る。
大棧橋ふ頭A～D岸壁 大黒ふ頭L1～L8号、P1、P2号岸壁 本牧ふ頭 新建材1、2号岸壁 金沢木材ふ頭岸壁 出田町ふ頭A～D岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、ゲートを経由すること。
山下ふ頭、本牧ふ頭、大黒ふ頭のうち、上 記岸壁以外の指定保税地域内の岸壁又は 物揚場 （積卸に限る。）	[積卸] 関税法第39条の規定による公告（昭和29年公示第9号） で定める貨物に限る。
新港ふ頭5、8、9号岸壁	[積卸] 船用品及び託送品に限る。
瑞穂ふ頭A～H岸壁	
横浜港通船発着所（大棧橋）	[交通] 京浜港川崎区扇島、京浜川崎シーバース及び東燃扇島シー バース（東・西）けい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
大棧橋1号物揚場（積卸に限る。）	[積卸] 船用品に限る。
保税地域前面の岸壁又は物揚場（指定保税 地域を除く。） （積卸に限る。）	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
ENEOS(株)根岸製油所A棧橋（東・西）、 B棧橋、C2～4棧橋、D1～4棧橋、E棧 橋、H1～5棧橋、 S棧橋、LPG1～2号棧橋	[交通] 交通制限区域への出入に際しては、ENEOS(株)根岸製油 所に設置された入出門ゲートを経由すること。

日産自動車(株)本牧専用ふ頭 1～2 号	[交通] 制限区域への出入に際しては、日産自動車(株)本牧専用ふ頭に設置された入出門ゲートを経由すること。
鈴繁 1～4 号岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、横浜倉庫(株)鈴繁埠頭に設置された入出門ゲートを経由すること。

注)

- ① 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。
- ② 「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。

税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

令和2年9月19日（土）に停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

9月19日（土） 08：30～13：00の間

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）

※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署の監視業務を含む
に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

なお、監視分庁舎の電話及び FAX につきましては、通信可能となります。

NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

【2H】 【2A】 【2M】 税関官署のシステム利用停止について

公開日 2020年08月24日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。
停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	大黒埠頭出張所	令和2年9月19日（土）08：30～13：00
<u>横浜税関</u>	<u>監視部分庁舎</u>	令和2年9月19日（土）08：30～13：00
横浜税関	川崎税関支署 (<u>横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ</u>)	令和2年9月19日（土）08：30～13：00